

防災対策の基本

いつでもどこでも起こり得る自然災害による人的、経済的な被害を軽減し、安心して安全な暮らしを確保するためには、市民、地域、行政がそれぞれ防災対策に取り組む必要があります。また、この三者が連携することによって、さらに防災効果があがり、減災につながっていきます。

防災対策の基本

自助	住民一人ひとりが自分の命は自分で守る
共助	地域住民が連携してまちの安全はみんなで守る
公助	行政が災害に強い地域の基盤整備を進める

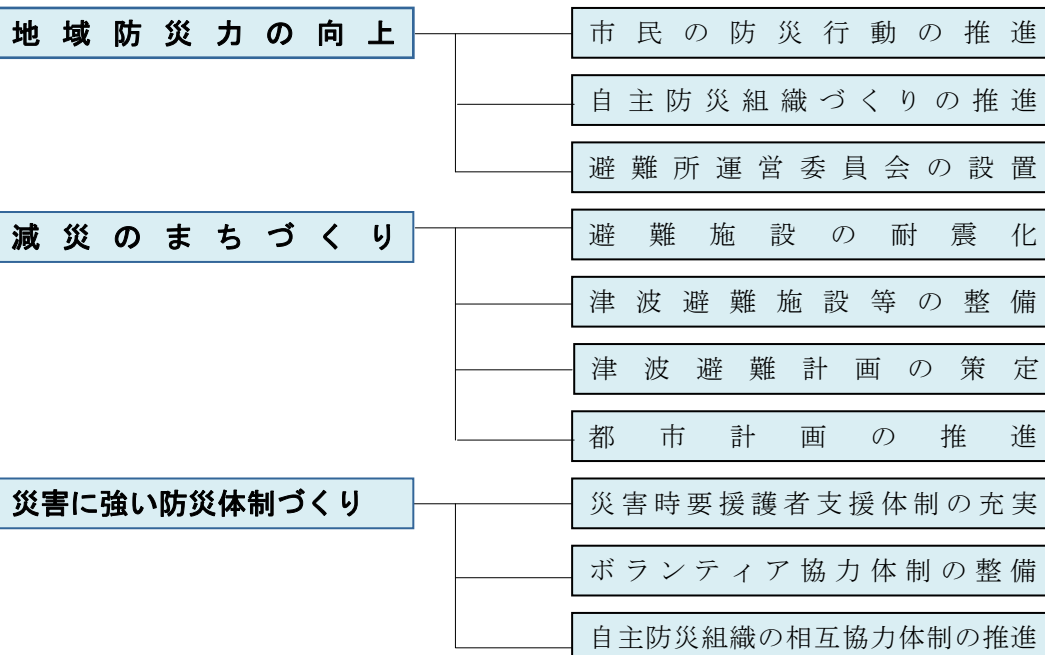
防災ビジョン(防災対策の基本方針)

市では、住民一人ひとりが災害に備え、地域の自主防災組織など防災活動への積極的な参加を促進し、災害に強いまちづくりを推進していくために、次の基本方針に沿って防災対策に取り組みます。

- 基本方針 1 地域防災力の向上
- 基本方針 2 減災のまちづくり
- 基本方針 3 災害に強い防災体制づくり

【基本方針】

【行動指針】



基本方針1 地域防災力の向上

<市民の防災行動の推進>

自然災害がもたらす被害は、住民生活、地域経済等において、平時とは異なる環境に置かれるといった認識のもと、住民一人ひとりが災害に備えることを推進するため、防災知識の普及・啓発に努めます。

<自主防災組織づくりの推進>

網走市町内会連合会が取り組む地域の自主防災組織結成を支援し、避難路や避難所の点検活動等、日頃からの防災活動の促進を図ります。

<避難所運営委員会の設置>

災害時避難者の受入れについて、各避難施設に施設管理者、地域の町内会、自主防災組織、民生委員等による避難所運営委員会を設立する取組の推進に努めます。

また、避難所運営委員会には、女性の視点を積極的に取り入れ、子ども、女性や高齢者等に配慮した避難所環境の整備に努めます。

基本方針2 減災のまちづくり

<避難施設の耐震化>

拠点避難施設となる小中学校の耐震化に取り組むとともに、耐震化されるまでの間は、避難時の点検等をあらかじめ定めておきます。

<津波避難施設等の整備>

津波対策として、高台への避難路整備、海拔表示板の設置、津波避難ビルの指定など津波避難への施設等整備に取り組みます。

<津波避難計画の策定>

津波対策として、円滑な津波避難を行うため津波避難計画の策定に取り組みます。

<都市計画の推進>

施設、道路整備計画は、防災対策を考慮した都市計画に努め、減災のまちづくりを推進します。

基本方針3 災害に強い防災体制づくり

<災害時要援護者支援体制の充実>

災害時において、高齢者、障がい者などの災害時要援護者に対する安全確保などの支援が、円滑に行われるよう支援体制を充実させます。

<ボランティア協力体制の整備>

災害時のボランティア活動が円滑に行われるよう、網走市社会福祉協議会と連携し、平常時からボランティアや関係団体と連携を図り、受入体制の整備やボランティア活動環境等の整備を推進します。

<自主防災組織の相互協力体制の推進>

各地域の自主防災組織による地域防災活動を、より実効性のあるものにするために、網走市町内会連合会と協議し、(仮称)網走市自主防災組織連絡協議会を設立し、相互協力体制の確立や、研修会などによる活動の活性化を図るとともに、地域防災リーダーの育成を図る取組を進めます。

防災ビジョンを達成するために

市は、防災ビジョンの実現に向け、継続的に市民の防災意識の高揚を図り、体制づくり等を促すなど、着実に減災のまちづくり対策を進めます。

こうした取組を通し、本市における独自の自主防災体制の整備により、「自助」「共助」「公助」の具体的な展開を図るとともに、本市の立地条件や、各地域の環境に応じ、住民が主体となって、課題の解決策を講じていくことのできる社会的な環境づくりの実現を目指します。

網走市の基本的責務

防災関係機関、公共的団体その他防災上重要な施設の管理者が防災上処理すべき事務又は業務を責任を持って果たします。

市はいつでもどこでも起こりうる災害による人的、経済的な被害軽減を目的に減災対策の充実に努めます。

市民の基本的責務

「自らの身の安全は自らが守る」ことが、防災の基本です。

市民は、地域における被害の拡大防止や軽減を図るため、平常時から災害への備えを行うとともに、災害時には自主的な防災活動に努めます。

事業所の基本的責務

市内の各事業所は、従業員や施設利用者の安全確保、経済活動の維持、市民への貢献等、事業所が災害時に果たす役割を十分に認識し、防災活動の推進に努めます。